資料 2

平成 24 年６月 20 日
復　興　事　業　局

被災宅地の復旧について

１．経過

本市は、4,031 の危険又は要注意の判定を受けた宅地（被災宅地）について、公共事業や被災宅地復旧工事助成金制度によって復旧を図ることとしております。

この被災宅地数については、平成 23 年８月までに行った被災宅地危険度判定や概況調査に基づき公表した数字ですが、その後の危険度判定や概況調査に加え、平成 24 年１月の被災宅地相談窓口開設後に判定依頼が急増し、危険又は要注意の判定を受けた宅地が新たに 1,049 認められ、平成 24 年５月 31 日現在での被災宅地数は 5,080 となりました。

２．新たに特定された 1,049 宅地の復旧について

平成 23 年９月以降新たに特定された 1,049 の被災宅地の復旧については、これまでと同様に、公共事業と助成金制度の適用により復旧を図ってまいります。

今月末に予定している復興交付金の第３次申請に向け、21 地区において造成宅地滑動崩落緊急対策事業を適用することとし、国と協議を行っております。

〇被災宅地数について

	従　前	今　回	増加数
被災宅地数	4,031	5,080	1,049

〇公共事業実施予定地区数

	従　前	今　回	増加数
地域防災がけ崩れ対策事業	10 地区	10 地区	0
造成宅地滑動崩落緊急対策事業	218 地区	239 地区	21
合　計	228 地区	249 地区	21

記 者 発 表 資 料
平成２４年８月７日
（担当）復興事業局南部宅地工事課
（内線）７００－５４４０
（直通）２１４－８４８２
（担当）都市整備局建築指導課
（内線）７００－３８３０
（直通）２１４－８３４６

太白区緑ヶ丘4丁目の一部区域を災害危険区域に指定します

東日本大震災において宅地の被害が甚大だった太白区緑ヶ丘４丁目の一部の区域について、仙台市災害危険区域条例に基づき災害危険区域に指定します。

１　概要

太白区緑ヶ丘４丁目の一部の区域について、仙台市災害危険区域条例第２条第３号の規定に基づき災害危険区域に指定します。

これに伴い、この区域では、同条例第４条第１項及び第２項の規定に基づき、住居の用に供する建築物の新築、増築などが禁止され、また、住居の用に供する建築物以外の建築物の建築に際しては、一定の建築が制限されます。

また、この区域は仙台市宅地保全審議会の意見を踏まえ、防災集団移転促進事業を行うこととし、現在、１０月からの事業計画策定に向けて作業を進めています。

※仙台市災害危険区域条例は裏面参照

２　区域を指定する日

平成２４年９月上旬

３　指定する面積

２．２ヘクタール

４　指定区域

太白区緑ヶ丘４丁目の一部の区域（別紙参照）

（裏面に続く）

〇仙台市災害危険区域条例（抜粋）

（趣旨）

第一条　この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条の規定に基づき、災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害危険区域の指定）

第二条　次の各号に掲げる区域を法第三十九条第一項に規定する災害危険区域に指定する。

一　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号。以下「急傾斜地法」という。）第三条第一項の規定により宮城県知事が指定した急傾斜地崩壊危険区域

二　前号の急傾斜地崩壊危険区域の周辺その他急傾斜地（急傾斜地法第二条第一項に規定する急傾斜地をいう。以下同じ。）の崩壊による危険の著しい区域で市長が指定するもの

三　地すべりによる危険の特に著しい区域で市長が指定するもの

四　前号に掲げる区域の周辺その他地すべりによる危険の著しい区域で市長が指定するもの

五　津波による危険の特に著しい区域で市長が指定するもの

（建築の制限）

第四条　第二条第三号及び第五号に掲げる区域においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。

2　第二条第三号に掲げる区域において住居の用に供する建築物以外の建築物を建築する場合及び同条第四号に掲げる区域において建築物を建築する場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　建築物の地階を除く階数が二以下であること

二　建築物の基礎が一体の鉄筋コンクリート造であること

三　前二号に定めるもののほか、建築物の基礎の底部（基礎ぐいを使用する場合にあっては、当該基礎ぐいの先端）が良好な地盤に達していること等地すべりに対して構造耐力上安全であるための必要な措置が講じられていること
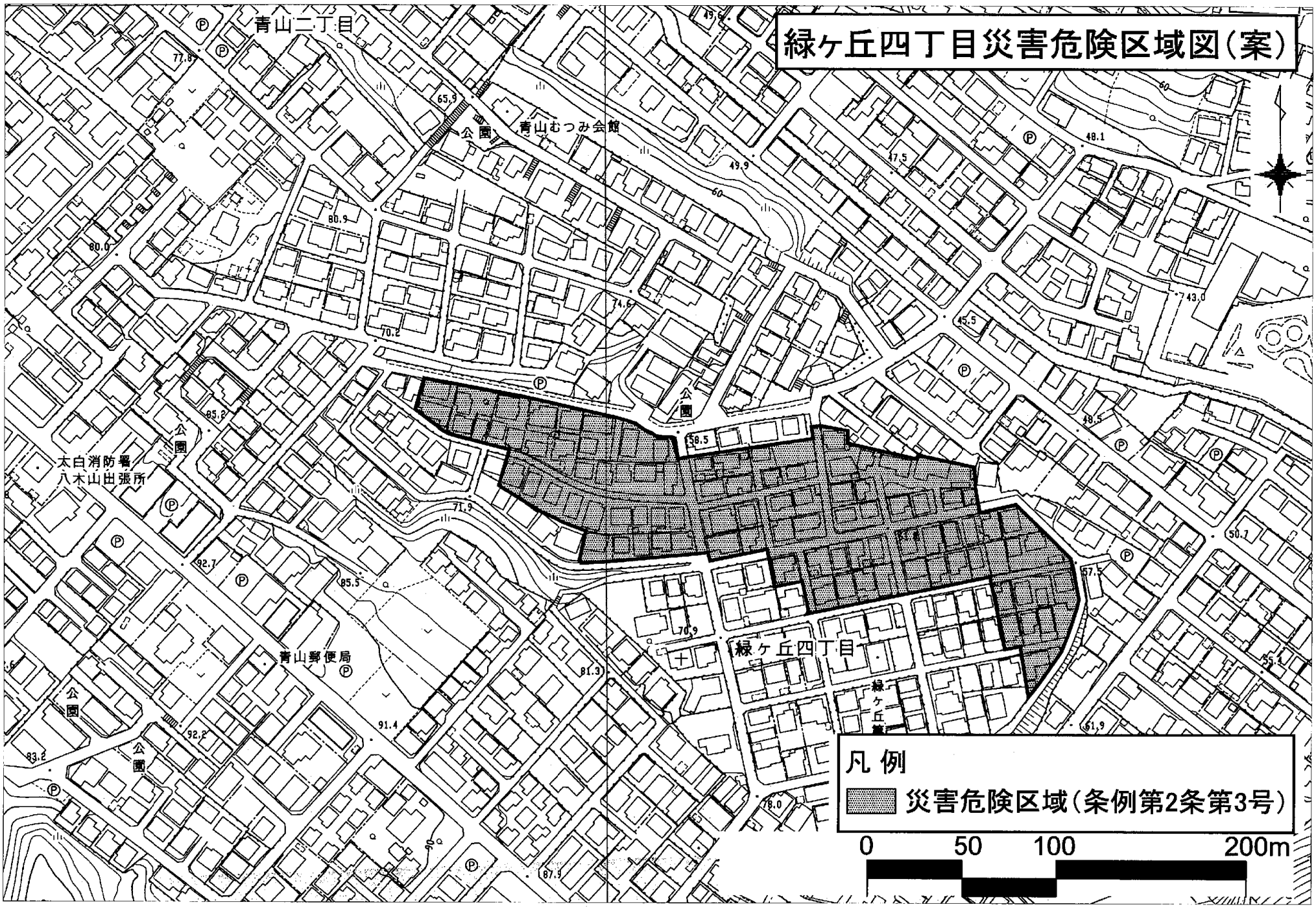
緑ヶ丘四丁目災害危険区域図（案）